

2 感染拡大の経過と対応、患者数の推移

(1) 感染拡大の経過と対応

① 総論

(ア) 感染拡大の経過と対応

(i) 第1期【従来株からデルタ株の流行期】

- ・市では患者の初確認に先立ち、令和2（2020）年2月28日に健康危機対策本部を設置、4月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部（当初は新型インフルエンザ等対策本部と呼称）を設置
- ・令和2（2020）年7月29日に市内初の患者を確認（岩手県内においても最初の確認）（第2波）
- ・令和2（2020）年11月には市内初のクラスターが発生（第3波）
- ・感染拡大防止のため市主催イベントの自粛、市施設の休館などのほか、外出自粛要請、感染予防対策の徹底の要請などを実施
- ・令和3（2021）年4月にワクチン接種開始（一般市民：65歳以上の入院、入所者から開始）
- ・従来株より感染力の強い変異株（アルファ株）が発生（第4波）、令和3（2021）年5月～6月にアルファ株への置き換わりが進行
- ・令和3（2021）年8月には、感染力が強く重症化リスクの高い変異株（デルタ株）への置き換わり（第5波）が急速に進行
- ・令和3（2021）年9月にPCR検査センターを設置

(ii) 第2期【オミクロン株による流行期】

- ・令和4（2022）年1月から、これまでで最も感染力の強い変異株（オミクロン株）により、クラスターや経路不明患者が短期間で著増（第6波）
- ・市保健所業務がひっ迫したことから、調査、検査の重点化、応援職員の増員などを実施
- ・令和4（2022）年8月に患者数が最大（第7波）
- ・令和4（2022）年9月に国は、「Withコロナに向けた新たな段階」へ移行する方針を示し、全数把握見直し（発生届の対象者を重症化リスクの高い4類型に限定）を実施

(iii) 第3期【全数把握の見直し以降】

- ・感染防止と社会経済活動の両立を呼び掛け
- ・新型コロナウイルス感染症を、ありふれた身近な疾患として受け入れる地域医療体制を推進
- ・令和4（2022）年11月から12月にかけて高い感染レベルが継続（第8波）
- ・令和5（2023）年5月7日に、盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部廃止

(iv) 第4期【5類移行以降】

- ・令和5（2023）年5月8日に、国は新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置付け

(イ) 感染対応、関係機関との連携で留意した事項

- ・当初からの岩手県と緊密な連携の実施
- ・岩手県との頻繁な連絡調整
- ・岩手県との患者情報、クラスター情報の共有
- ・盛岡医療圏である県央保健所との連携
- ・岩手県との情報交換、対応方針の共有
- ・盛岡市医師会へのこまめな情報提供、大型連休の際の医療体制の情報共有
- ・感染状況や国の動向に応じた対応（マニュアル化、説明会開催、施設等への助言指導等）

(ウ) 市型保健所としての対応の強みと課題

本市は県内で唯一の保健所設置市であり、保健所を設置していることにより、約3年に渡るコロナ禍において感染症法に基づき自らの権限で患者や感染経路等の情報を一元管理し、適切な対策を講じることができ、機動的な対応が可能となった。また、市関係部局との距離が近いことから、市民への感染対策啓発のための市広報誌やSNS、各種取材において市広報部局と、応援職員の配置の際には市総務部局と、外部委託等に係る財政措置の際には市財政部局との迅速な連携を取ることができた。施設等でのクラスター対応の際には、高齢者施設や障がい者施設、保育所や学校を管轄する市福祉部局、教育部局との連携が迅速に取れ、対応できた。これらの市関係部局との迅速な連携、対応が可能であったことが感染の拡大防止に大きく寄与できた要因であった。

一方で、感染症法に基づく保健所業務の事務処理及び定型業務が処理しきれないほど膨大となり、業務遂行に必要な人員の不足と職員の健康管理が課題となった。

(エ) 健康危機における対策本部のあり方

コロナ禍はいわば災害であったが、健康危機として盛岡市健康危機対策本部要綱に基づき、当初は保健福祉部内に市対策本部（本庁機能）が置かれ、その後、保健所に移された。保健所は保健衛生の一部門として情報収集や調査などの現地対策本部機能が本来の役割であるが、市対策本部として、市の総合的な方針、各方面における対策方針などを決定する機能が置かれたことにより、一方に注力すると一方が遅れる事態となった。

新興感染症のまん延等の健康危機に円滑に対応できるよう、市対策本部は危機管

理部局に置くなど、健康危機を災害と判断して対応するべく、本市における市対策本部（本庁機能）のあり方や、本庁と保健所との役割分担について検討が必要である。

（オ）新型コロナワクチン接種実施本部の設置

新型コロナワクチンの接種においては既存部局の人員増ではなく、独立した部署を設置し、専任職員を置いて対応した。この対応は市民への円滑なワクチン接種に大きく寄与するものであったことから、新興感染症まん延防止対応にも同様の対応が引き継がれるべきである。